

- 議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
- 議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について
- 議案第14号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第15号 農用地利用集積等促進計画について
- 報告第6号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
- 報告第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 報告第8号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

- (会長) それでは、只今より令和8年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、農地利用最適化推進委員が8名の出席です。農業委員会等にする法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。
- (会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、10番委員、11番委員を指名いたします。
- (会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。
- (会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

- (農地担当) それでは、議案第10号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。
- (主事) 【議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】
今回の申請件数は12件ですが、114番が取下げられたため11件になります。

【受付番号106番】

- (農地担当) それでは106番、小寺の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) ●●西100メートル位にある農地です。渡人の方は、終活で資産処分をしています。受人の方は、この土地を以前から耕作をしております。水稻を作付けしています。今回の申請ですが、実態が変わるものではありません。地元としては問題ないと思います。よろしくようお願いいたします。
- (農地担当) 受人の方は、複数の地区で営農をされておりますので調査を行っております。各地区の委員から発言がありましたお願いをいたします。

- (委員) なし。
- (農地担当) 耕作地については、問題なしということであります。
この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。106番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、106番は許可されました。

【受付番号107番】

- (農地担当) 続きまして107番、門田の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) 申請農地は、1畝ほどの小さい農地であります。申請地は●●の南側になります。渡人は、先ほどの106番の方と同じであります。受人の方は、申請農地の前に住んでおられます。渡人の方が菜園として利用しております。受人の方も引き続き菜園として利用するということでもあります。
受人の方は、門田地区でも大きな農家であります。耕作もされており問題ないと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。107番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、107番は許可されました。

【受付番号108番】

- (農地担当) 続きまして108番、窪木の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (3番委員) この場所は、●●の南側になります。コンビニエンスストアから入った道沿いに細長い農地であります。
渡人の方は、申請地前の家に住んでいたのですが、現在は●●に住まわれていることから、周辺へ迷惑を掛けてはいけないということで、草刈のみをしている状態であります。3月1日に永野推進委員と一緒に現場確認をいたしました。申請地に隣接する農地を今回の受人が耕作されていることから、許可後は一枚の田にして米を作付けしようとするものです。問題ないと判断しておりますので、よろしく願いをいたします。
- (農地担当) 永野推進委員、補足がございましたらお願いいたします。
- (永野委員) 3番委員のとおりで、補足することはありません。

よろしくお願いいいたします。

(農地担当) 受人の耕作地区であります●●地区の調査をしていただいておりますが、担当委員から問題ないという回答をいただいております。

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。108番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、108番は許可されました。

【受付番号109番】

(農地担当) 続きまして109番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 申請地は●●地区の東側になります。改修中の●●●●●●に近い農地であります。

詳細につきましては、地元推進委員の茅原委員よろしくお願いをいたします。

(茅原委員) この件ですが、申請地の隣が受人の自宅であります。平成25年に自宅を新築されております。その時に今回の申請地であります渡人、受人の義理の兄弟になるのですが、賃借契約をしたうえで農地として土地利用をしております。畑といたしましては7年間継続していましたが、単身赴任となられまして、約5年間使用を中断されております。去年の退職に伴いまして、自宅に戻り畑を再開されております。今回、正式に名義を変えまして、黒大豆の作付けなどを行ってみたいということです。大型の農機具は持たれていませんが、マメトラ等は持たれておりまして、申請地も大きくないことから十分であると考えています。

地元としては、問題ないと考えております。

よろしくお願いいいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。109番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、109番は許可されました。

【受付番号110番】

(農地担当) 続きまして110番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 申請地ですが、●●●●の北側、●●地区から●●に行った所で水田が広がる所と昔からの住宅地が広がる境目の辺りの農地であります。

これにつきまして、地元推進委員であります茅原委員からよろしく願いいたします。

(茅原委員) 受人の方ですが、●●地区に住まわれております。申請地までは車で5分程度であります。申請地の隣に畑があり、受人のご両親が借地して家庭菜園をされております。

受人も家庭菜園を手伝っていたのですが、昨年、受人が退職されまして、さらに広い土地で両親と耕作したいということで、この度の申請になったものです。両親とは同居されていませんが、申請地の近くに住まわれておりまして、今後も3人で野菜を作っていくと聞いております。

受人は、大きな機械は持っていませんが、当面は、知り合いからトラクター等を借りて耕作する予定であります。今後は、機械等を揃えていきたいということでありまして。受人の方は、耕作意欲もあることから、よろしく願いいたします。

(農地担当) この地区の推進委員であります最相委員よろしく願いいたします。

(最相委員) 特に問題はありません。

ご両親も5年ほど前から、畑をされておりますので、特に問題ないと思います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。110番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、110番は許可されました。

【受付番号111番】

(農地担当) 続きまして111番、三輪の件につきまして、受人が5番員との利害関係人となりますので、退席をお願いいたします。

【利害関係人退室】

(農地担当) 111番、三輪の関係でございますが、退席した5番員が担当地区であります。今回、私が調査をしていますので報告をいたします。

(3番委員) 当該農地、999平方メートルであります。実際には割田の一部、3筆ありまして、その真ん中の農地であります。現場は一体利用されています。現在は、麦の作付けがされておりました。渡人が地元に住居しないことから、昔から、受人が管理しておりました。割田ということもありまして、一体利用を受人がしておりますので、実態は何も変わることがないということでありまして。特に問題はないと思いますのでご審議の方をよろしく願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。111番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、111番は許可されました。
入室をお願いいたします。

【利害関係人入室】

【受付番号112番】

- (農地担当) 続きまして112番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地は、高梁川の土手から●●へ抜ける旧県道から少し入った所となります。田と農道に囲まれた所で、水稻が作付けをされている所でもあります。
詳細については、大森推進委員から説明をお願いしたいと思います。
地元委員としては、問題ないと思います。
- (農地担当) 大森委員、補足があればお願いします。
- (大森委員) 申請地は、渡人の方は、最近まで県外に出られていました。その間、受人の方へ耕作をしてもらってました。受人の方は大きく農業をされていて、年齢は●●代であります。子、孫と一緒に農業をされていることから、問題はないと思います。
審議のほどよろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきましても、受人の耕作地が●●地区もあります。事前調査をしてもらっており、問題ないとの報告を受けております。
この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。112番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、112番は許可されました。

【受付番号113番】

- (農地担当) 続きまして113番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) 申請地は、●●の近くにありますが、所有者の方は、●●に住まわれております。
私から、受人の方へ電話をして話をさせていただきました。
農地の周りに庭木を植えていること。申請書に農業実績もないことから、電話にて確認をしました。耕作面積は、ゼロになっているのですが、自宅で畑を借りて野菜を栽培

しているとのことでした。自宅から申請地まで車で1時間かかるのですが、柑橘類を植えるというところで毎日来ることではないかと思えます。気になる庭木なのですがと話したら、間引きするとのことでありました。遠方なので大丈夫ですかと話をいたしましたら、「頑張っけてやります。」とのことでありました。息子にも所有に関しては話をしているとのことでありました。計画書からも問題ないと思えます。

(農地担当) 大森委員, 補足があればお願いします。

受人が高齢であるため, これからのことが気になったのですが, 子供と一緒にされるということで地元としては問題ないと思えます。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(1 2 番委員) 農機具等はどのようになっていますか。

(8 番委員) 草刈り機とか管理機とかを所有しているのですが, 申請地は畑の状態であります。柑橘系のものを植えて農業をするということでもありますので, トラクターとかはなくても大丈夫かと判断しております。

(1 2 番委員) わかりました。

(1 4 番委員) 申請地の木はすべて伐採し, きれいな状態であります。

申請地に柑橘類であれば農薬散布があるのかないのか, 生徒が往来する場所であることから, どのような配慮がされるのか教えていただきたい。

(8 番委員) 申請書には, 防除を守りますと書かれています。さまざまな品種を書かれています。柑橘で予防はしないのではなかろうかと思われるような農業ではないのかなと思えます。

(1 4 番委員) 分かりました。

(農地担当) 申請書には, ユズ, カボス, スダチなどを栽培する計画になっております。他にありませんか。

(澁江委員) 申請地の南隣が農地なんです, 耕作をしていないように思うのですが, 近隣との関係を教えていただければと思えます。

(8 番委員) 現在は, トラクターで耕運されておりました。ここ数年, 作付けされたようなことは見ていません。

(澁江委員) 分かりました。

(農地担当) 他にありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。1 1 3 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 1 1 3 番は許可されました。

【受付番号 1 1 5 番, 1 1 6 番】

(農地担当) 続きまして115番、山田の件であります、次の116番と関連案件でありますので、一括審議とさせていただきます。

地元委員の説明をいたします。

(115番委員) 申請地の2筆は、以前に営農組合が借りて耕作をしていました。現在は解約しています。その時に畔を撤去し一枚の農地として耕作していました。申請地の南側に受人が経営する農業用の作業場があります。このようなことから、受人から渡人の2人へ農地の売買について話をしたところ、二人とも売っても構わないと話がまとまったことから、今回の申請になったものです。

申請地は、引き続き水稻を作付けするというで、特に問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) 受人の耕作地の●●地区の調査をしていただいております。何かありましたらお願いします。

(竹内委員) 問題ありません。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。115番、116番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号117番】

(農地担当) 続きまして117番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(117番委員) 渡人は、相続によって取得したものであります。現在、市外へ住まわれております。距離的なこともありまして、自分では農業ができないということで、地元の方に農地として取得してもらいたいということで、今回の申請になったものであります。

詳細は、地元推進委員の武田委員からお願いします。

(武田委員) この件ですが、117番委員からの説明もあったように、渡人は距離的に耕作が難しいことから、受人へ耕作をしてもらえないかということから、今回の申請になったものであります。申請地の1筆は、地元の方に耕作をしてもらっていましたが、他の4筆は耕作されていません。受人の方は、奥さん、息子と一緒に長年、稲作と畑作をしており、機械もあり問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(117番委員) 申請地が狭いのですが、取得後は水田にするのか畑にするのか分かりませんが、特に79平方メートルについては農業がしにくいのではないかと思います。

(武田委員) 79平方メートルは、受人が渡人から農地と一緒に購入する宅地に隣接する農地であり

ます。受人は家庭菜園として利用すると聞いております。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。117番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、117番は許可されました。

【議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きます。議案第11号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号14番】

(農地担当) それでは14番、井手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 3月5日に会長、14番委員、石尾推進委員、海野推進委員、事務局と私とで現地調査を行いました。申請地は、添付の位置図を見ていただければと思います。自宅への進入路が狭いことから進入路を広げるという申請になります。既に広がっている状態であり、始末書も提出されております。周辺の状況ですが、東が道、西が畑、宅地、南が宅地、北が宅地となります。転用した場合、特に周辺農地への影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 先ほど現地調査の結果を話にもありましたが、既に進入路になっています。詳しいことは地元の推進委員からお願いしたいと思います。

(最相委員) ここは昔から家が建っていた所を新たに申請しようとしたら申請できていないことが判明したものです。周辺には影響ないものと思います。

(農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

なお、是正案件のため始末書が提出されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。14番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、14番は許可されました。

【議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第12号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
(主事) **【議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号50番】

- (農地担当) それでは50番、原の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
(13番委員) 3月5日に会長以下6名で現地調査を実施しました。
申請地は、添付の位置図を見ていただければと思います。家への進入路が狭いということ
で出やすくするための申請であります。
現況は、東が畑、西が宅地、南が道路、北が畑です。転用した場合、特に周辺農地への
影響はないと思います。
(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
(4番委員) 2月28日に申請人立ち合いのもとで現場を確認いたしました。
現況は、東が畑、西が宅地、南が道路、北が畑です。用水につきましては近隣に田がない
ので影響ありません。排水につきましては道路拡張で影響はありません。日照、通風も
影響ありません。土砂の流出については、コンクリートにするため影響ありません。
道路拡張による周辺農地への影響はありません。
(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
(主事) 農地区分ですが、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地という
ことで、第1種農地と判断しております。例外許可規定としてしましては、既存施設の拡
張を適用しております。
(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(農地担当) それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(農地担当) 異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

- (農地担当) 続きまして、51番、東阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (3番委員) 3月5日に現地調査を行いました。
申請地は、添付の位置図を見ていただければと思います。既に通路になっていました。
現況は、東、西は宅地、南も宅地、北は道路です。転用した場合、特に周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは地元委員の説明をいたします。
- (1番委員) 購入を計画していた宅地に用水路があるため進入ができないことから、別途進入路を設けるため今回の申請になったものです。
地元では別段問題ないと聞いておりますが、詳しくは地元推進委員でございます武田委員、よろしくお願いいたします。
- (武田委員) 申請地の東隣の宅地には、築100年以上の家があったのですが、今回、その家を解体して受人が購入し住むことになりました。今回の申請地は昔から進入路として長い間利用していました。今回のことで許可を受けていないことが判明したものです。近隣農地への影響はありません。ご審議よろしくお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主事) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、是正のため始末書が提出されています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。51番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

- (農地担当) それでは52番、福井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (13番委員) 申請地は、添付の位置図を見ていただければと思います。
畑を駐車場が不足するというので広げたいというものです。
周辺の状況ですが、東、西、北が田、南が田と道路です。転用した場合、周辺農地への影響はないものと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします
- (3番委員) 申請地は、宅地の中にあるような是正に近いものであります。
詳しくは地元推進委員でございます茅原委員、よろしくお願いいたします。
- (茅原委員) 申請地北側に住宅が建ってしまして、長らく空き家になっていましたが入居者が決まり

ましたが駐車場が狭いということで、駐車場として申請したものです。住宅へ入る進入路があるのですが、実際より広く農地部分へ入っておりましてので、転用目的といたしまして、宅地への進入路・露店駐車場になっています。

転用することにより、周辺農地への影響はないものと思います。

よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

なお、一部農地に越境している部分につきましては、始末書が提出されております。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番53番】

(農地担当) それでは53番、総社の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(13番委員) 3月5日に現地調査を行いました。

申請地は、添付の位置図を見ていただければと思います。

転用目的は住宅であります。周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が宅地です。南側に水路がありまして、以前倉庫が建っていた所、現在は倒されていて以前の状況は分からないのですが、現状としましては、倒したことによって更地になった土が流出して溝に入りやすい状況になっていたもので、その水路を利用しまして、その奥に2・3枚に田がありまして、水路を利用していますので、その水路に関しては、状況を確認するように事務局へ確認してもらうようにしています。

それ以外の部分については、問題ないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地は、昔からある集落の中にある申請になります。

詳しくは地元の推進委員からお願いしたいと思います。

(茅原委員) 申請地は畑をされていた所ですが、受人が住宅を建てるということで申請になったものであります。申請地は畑ですが手前にカーポートが建てられており、地面はコンクリートを敷設しています。以前、農業用倉庫が建っていたのですが、既に農業用倉庫は撤去されているのですが、撤去したことにより南側に土砂が流出するおそれがあるため、土留めで土砂の流出を防ぐということに聞いております。

申請地の周りは住宅に囲まれており、西側の道路を除く三方は宅地となっていますので、農地への影響ありません。

よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主事) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

カーポート部分につきましては、始末書が提出されております。水路への土砂流出の対策として、利用計画書の修正と被害防除計画書の修正があったので報告します。

(12番委員) 農家住宅ですが、受人は田畑はあるのですか。

(主事) 流動化で耕作面積が1,000平方メートル以上あります。

(12番委員) 分かりました。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。

【議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第13号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

【受付番号7番】

(農地担当) それでは7番、井尻野の件について、地元委員からの報告をいたします。

(3番委員) 添付の位置図を見ていただければと思います。

申請地に隣接する農地は、長い間耕作されておらず年に1回の保全管理を繰り返しているような農地でありました。今回、分譲地ということで、その真ん中にある水路の用途廃止しようとするものであります。この用途廃止だけでは水路であることから周辺農地への影響があります。今回、申請地の水路を廃止する代わりに、申請地の南側にある既存の農地沿いに新たな水路を設置する。外側を周って下の水路に繋ぐ計画であります。水路を繋ぐ計画であれば申請地の水路を廃止しても周辺農地への影響はないものと考えています。

よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 無ければ今回の申請どおり、用途廃止申請を行っても周辺営農上問題なしとしてもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、用途廃止申請を行っても周辺営農上問題なしと回答をさせていただきます。

【議案第14号 農用地利用集積等促進計画について】

(農地担当) それでは、議案第14号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

14番委員が利害関係人になりますので、退室をお願いします。

【14番委員退室】

(農地担当) それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第14号 農用地利用集積等促進計画について朗読】

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(委員) なし。

(農地担当) 特にございませでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【議案第15号 農用地利用集積等促進計画について】

(農地担当) それでは、議案第15号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

利害関係人の方退席願います。

(主事) 利害関係人の方は、2番委員、3番委員、4番委員、5番委員、10番委員、11番委員、永野委員、大森委員、竹内委員、以上になります。

(農地担当) 私も退室しますので、会長代理議事進行をお願いします。

【2番委員、3番委員、4番委員、5番委員、10番委員、

11番委員、永野委員、大森委員、竹内委員 退室】

(会長代理) 事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【議案第15号 農用地利用集積計画について朗読】

(会長代理) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。

(委員) なし。

(会長代理) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長代理) それでは、原案のとおり承認といたします。
入室をお願いいたします。

【退席委員 入室】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。

【報告第6号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 報告第6号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第6号 報告書について朗読】

【報告第7号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第7号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第7号 報告書について朗読】

【報告第8号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第8号、事務局より説明をお願いいたします。

(主事) 【報告第8号 報告書について朗読】

【報告事項】

- (農地担当) 26ページ以降は、その他報告事項となっております。
- (主事) 1件取下げがありましたので報告いたします。
29ページ農地法施行規則該当転用届の10番につきまして令和8年3月6日付けで取下げられました。
- (農地担当) 取下げられた案件以外についてお目通しください。
本日、付議された議案につきましては終了いたしました。
3条関係が11件、4条関係が1件、5条関係が4件、公共財産の用途廃止申請に伴う意見について1件、また、農地利用集積等促進計画については、原案どおり承認といたします。以上で日程第3付議事件の審議を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
- (会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありませんか。
- (委員) なし。
- (会長) 私から報告があります。農業委員会は毎年、農業委員会の最適化活動の目標とその活動目標の点検評価を作成し、公表することとされております。
毎年、運営委員会で活動目標と点検評価を作成していますが、今回におきましても運営委員会で作成し、令和8年度活動目標については4月総会、令和7年度の点検評価については、6月総会で皆様に報告をさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) それでは、運営委員会で活動目標及び点検評価を作成いたします。
なお、令和8年度活動目標については、3月末までに農業会議の確認を受けて、4月末までに公表することとなっておりますので、それに合わせて準備してまいりたいと思っております。
また、令和7年度の点検評価については、今年度の皆さんの活動記録簿を集計して5月末までに運営委員会で作成し、6月総会で皆様に報告というスケジュールとさせていただきます。以上、私からの報告とさせていただきます。
次に事務局から報告があります。
- (主任) **【事務局から報告】**
- (会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。
- (会長代理) **【閉会挨拶】**

閉会 午後3時2分